

出席停止となる学校感染症

	感染症名	出席停止期間
第一種	<p>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱</p> <p>痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病</p> <p>ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア</p> <p>重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）</p> <p>中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）</p> <p>及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ）</p>	治癒するまで
第二種	<p>インフルエンザ</p> <p>（特定鳥インフルエンザを除く）</p>	発症後5日を経過、かつ解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核	病状により、医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	<p>コレラ、細菌性赤痢</p> <p>腸管出血性大腸菌感染症</p> <p>腸チフス、パラチフス</p> <p>流行性角結膜炎</p> <p>急性出血性結膜炎</p> <p>その他の感染症</p>	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで